

押収盗品還付要綱の制定について（例規）

〔最終改正 平成26. 12. 26 例規務第35号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

この通達は、押収盗品の還付の方法を是正し、捜査の適正を図るため、押収盗品還付に必要な事項を定めたもので、昭和41年5月30日から実施しています。

その内容は、

- 要綱制定の趣旨
- 盗品の還付方法
- 還付先の基準
- 還付手続
- 押収盗品還付時の留意事項

等です。